

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	106-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozumu.html

執行機関名 京都府知事

高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)への就学又は就園に要する費用の支給(就学支援金法第3条第1項の規定による支給を除く。)に関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの【高校生給付型奨学金の支給】
② 番号法別表第1の項	81	
③ 番号法別表第2の項	106	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一第10の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)への就学又は就園に要する費用の支給(就学支援金法第3条第1項の規定による支給を除く。)に関する事務(以下「高等学校等就学支援事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	京都府高校生給付型奨学金等支給要綱(昭和51年告示第174号)第1
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1 知事は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の子の高等学校等への進学を促進し、その世帯の自立助長を図るため、修学に要する経費について、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において奨学金、入学支度金及び支援金(以下「奨学金等」という。)を支給する。
⑦ 独自利用事務の関連規範		京都府高校生給付型奨学金等支給要綱(昭和51年告示第174号)